

総務委員会資料

平成27年2月10日（火）

議案第29号

川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
について

議案第30号

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の制定について

議案第31号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

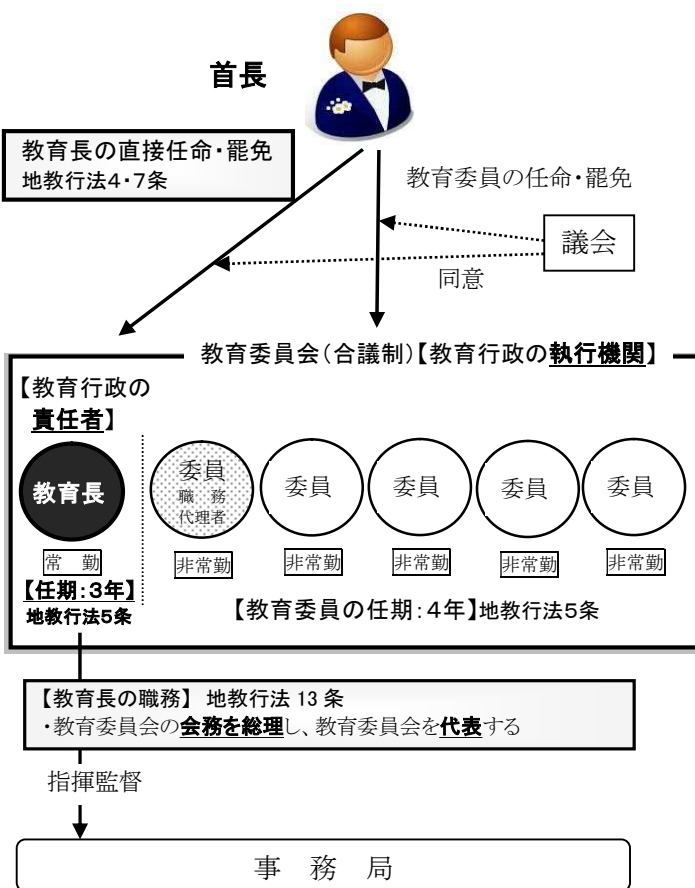
教育委員会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴う教育委員会制度の改正点

改正趣旨: 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るなど、教育委員会制度の改革を行う。

施行日:平成27年4月1日

①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



* 現行の職務変更なし

【首長の職務】
地教法22条
・大学に関すること
・私立学校に関すること
・教育財産の取得、処分
・契約の締結
・教育予算の執行

* 教育委員会の職務変更なし

【教育委員会の職務】
地教法21条
・公立学校の設置、管理
・教職員の人事、研修
・児童生徒の入学、退学
・学校の組織編制、教育課程、生徒指導
・教科書その他の教材の取扱い
・校舎等の施設の整備
・社会教育に関すること
・文化財の保護に関すること
等々

②すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

* 新たな職務

【首長の職務】
地教法1条の3 ・大綱の策定
地教法1条の4 ・総合教育会議の招集

総合教育会議

- ・首長が招集。
- ・会議は原則公開。
- ・構成員は首長と教育委員会。

総合教育会議での協議・調整する事項

- ★教育行政の「大綱」の策定
- ★教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ★児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置



③教育に関する「大綱」を首長が策定

- ★大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- ★総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- ★首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律～抜粋～

第11条第5項 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を負う職務にのみ従事しなければならない。

附則第2条 この法律の施行の際現在に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。